

(6) 設計材料単価の運用

項 目	内 容
1. 適用範囲	この設計材料単価は、国営土地改良事業等における一般的な施工条件の工事費積算に使用するために定めたものである。通常取引の大口価格(物価調査機関発行図書掲載基準)以外の工事積算においては、適用できない。
2. 地域区分	この設計材料単価の地域区分は、鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の9区分とし、各事業地区において該当する地域単価を適用する。
3. 荷卸条件	この設計材料単価は、特別の記載がない限り大型車のトラックの乗り入れが可能な場所とした現場着単価である。
4. 取引数量	この設計材料単価は、原則として現金決済による大口数量の取引価格である。 なお、各品目別の取引数量は、物価調査機関発行図書掲載基準に示している量を基準としているので、この数量と大幅に異なる場合は適用できない。
5. 規格等	この設計材料単価は、それぞれの規格欄に記載されている品質・規格により定められているので、品質・規格の異なる場合は適用できない。
6. 留意事項	この設計材料単価の留意事項は、「建設資材決定上の留意事項」によるものとする。
7. 生コン・骨材・ 砕石・合材	生コン・骨材・砕石・合材に係る小型割増(4ton車以下)等は、「生コン・骨材・砕石・合材状況表」によるものとする。
8. 電気料金	<p>電気料金は、各電力会社の供給約款から下記により算定している。</p> <p>(1) 基本電力料(kw/月)【低圧電力50kw未満、高圧電力50kw~500kw未満】 一年未満：基本料金(×) 一年以上：基本料金</p> <p>(2) 使用電力料金(kwh)【低圧電力50kw未満、高圧電力50kw~500kw未満】 一年未満：その他季(×) + 燃料費調整額 + 再エネ賦課金 一年以上：(夏季×3 + その他季×9) ÷ 12 + 燃料費調整額 + 再エネ賦課金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時割増(電力各社約款による) ・ 使用期間：夏季(7月~9月) その他季(10月~6月) ・ 再エネ賦課金：再生可能エネルギー発電促進賦課金のこと
9. 機械機具賃料	<p>長期に賃料機械を使用する場合の割引は、下記の補正開始日(a)から長期割引とする。</p> $\text{補正開始日(a)} = \frac{\text{保証日数(b)} \times \text{割引後の運転(供用)1日当たり賃料}}{\text{割引前の運転(供用)1日当たり賃料}}$ <p>補正開始日(a)：少数以下を四捨五入し、整数とする。</p> <p>保証日数(b)：保証日数：1ヶ月間で運転を保証する日数</p>
10. 消費税	この設計材料単価は、消費税を含まない単価である。